

浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例

手話は、ろう者にとって大切な言語である。

人は、言語によって自らの思いや考えを伝え、社会生活を営んできた。手話は、ろう者以外の者が音声によって表現するのと同様に、ろう者が手指の動きや表情などによって視覚的に表現する言語である。また、ろう者が知識を蓄え、文化を創造するために必要不可欠な言語である。

ろう者は、自らが思考し、相手に思いを伝え、お互いに理解し合うために手話を大切に育んできた。しかし、これまで手話は言語として認識されず、また人々から理解が得られなかったこともあり、ろう者は、災害時の情報を始めとする様々な情報から閉ざされ、不安や不便を感じながら暮らしてきた。

国際連合では、平成18年に障害者の権利に関する条約の中に手話が言語であることが明記され、その後日本においても、平成23年に障害者基本法（昭和45年法律第84号）の中に手話が言語であることが明記されたが、いまだに社会における手話への理解や認識が共有されたとは言えない。

このような状況を改善するためには、市民一人一人がろう者と手話に対する理解を深めるとともに、全ての者が一丸となって環境づくりを進めることが重要である。

また、ろう者以外の中途失聴者や難聴者等の聴覚障がい者も、手話その他の有効な手段を利用し、社会生活における意思疎通を図っている。ろう者以外の聴覚障がい者への理解や、様々な意思疎通のための手段に対する理解も欠かしてはならない。

私たちは、手話は言語であるとの認識に立ち、聴覚障がい者への理解を深めるとともに、手話等の理解と普及の促進を図りながら、市民が共に支え合う地域社会が実現することを目指し、ここに条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であることの明確な認識の下、手話等の理解及び普及の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話等の理解及び普及の促進に関する施策の推進について定めることにより、聴覚障がい者と聴覚障がい者以外の全ての

市民が心豊かに共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障がい者 聴覚の機能の障がいがある者であつて、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 手話等 手話、要約筆記、筆談その他の聴覚障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で使用する意思疎通のための手段をいう。

(基本理念)

第3条 手話による言語の理解及び普及の促進は、手話が音声言語である日本語と異なる視覚的に表現する言語であり、ろう者が物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできたものであるという認識の下で、図られなければならない。

2 手話等の理解及び普及の促進は、聴覚障がい者がその特性に応じ、手話等による意思疎通を円滑に行うことができる環境の下で、聴覚障がい者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を図ることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、千葉県、国その他関係機関と連携し、社会的障壁の除去の実施について聴覚障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じ必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の理解及び普及の促進並びに手話等を使いやすい環境の整備を図るものとする。

2 市は、聴覚障がい者への理解並びに手話等の理解及び普及の促進を図るために、学校教育の場において、手話等に関する学習の機会の提供その他児童、生徒、教職員等が日常的に手話等に親しむための環境の整備を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、手話等及び聴覚の障がいに関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話等を使用することができる者は、第3条の基本理念にのっとり、手話等の普及の促進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、聴覚障がい者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

2 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、聴覚障がい者を雇用しようとするとき及び雇用したときは、手話等の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話等の理解及び普及の促進に関すること。

(2) 手話等による情報の発信及び取得に関すること。

(3) 手話等による意思疎通の支援に関すること。

2 市は、前項の施策について定め、これを推進するに当たり、必要に応じて聴覚障がい者及び関係機関の意見を聴くものとする。

3 市は、第1項の施策について、その実施状況を公表するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。